

与那国町における新型コロナウイルス感染症への対応について（第16報）

町民の皆様、関係者の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染予防について、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

県内における新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大によって、医療提供体制が危機的な状況にあることから沖縄県に発出されている「緊急事態宣言」の期間が延長されました。

期間は、令和3年5月23日から令和3年7月11日までとなっております。

つきましては、与那国町においても新たな感染者の発生防止を図るため新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針（R3.6.17 変更）の内容を準用した、感染症対策を引き続き実施することといたしましたのでお知らせいたします。

本町にて、現在、新たな感染者は確認されておりませんが、今後も町民は元より、事業者、関係機関、行政一丸となって町民の生活を守りながら、新型コロナウイルス感染症の防止に極力努めるよう、ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

令和3年6月21日

与那国町長 外間 守吉

〈町民及び事業者、関係者の皆様への主な要請内容〉

1 外出自粛要請

- ・日中も含めた不要不急の外出や移動を自粛し、特に20時以降の外出は控えて下さい。
- ・都道府県間の移動・往来及び離島との往来も自粛して下さい。
- ・模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛して下さい。

2 飲食での要請

- ・休業・時短の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えて下さい。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えて下さい。

- ・会食は、同居家族等と少人数かつ短時間で実施、感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を避けること。

3 「沖縄県医療非常事態宣言」(令和3年5月19日)

- ・不要不急の救急受診は控え、発熱時や陽性の方と接触があった方は沖縄県コールセンターを利用して下さい。(☎098-866-2129)

4 【来訪者の皆様へ】来訪自粛

- ・県外からの来訪(帰省を含む)について、緊急事態措置期間は自粛して下さい。

※やむを得ず来訪される方は、沖縄県入域**3日前まで**にPCR検査及び抗原検査による陰性判定を受けていただきますようお願いいたします。

- ・工事関係者等で本町へ来島される事業者の皆様は、島内関係機関へ事前連絡のうえ必要な情報(目的、期間、人数等)の提供をお願いいたします。**※来島前のPCR検査実施については、担当事業所等と事前にご相談して下さい。**

5 【飲食店への要請】

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する施設への休業要請(酒類、カラオケ設備の提供停止)

※日中営業のみでも酒類、カラオケ設備提供も停止要請の対象です。

※テイクアウト、デリバリーは通常通り営業可能です。

※要請にご協力いただいた事業者へは、協力金が支給されます。

(詳細は、町役場企画財政課までお問い合わせください。)

6 【イベントの開催についての要請・働きかけ】

- ・緊急事態措置期間中のイベントの開催は極力延期又は中止を検討し、やむを得ない場合は、無観客・オンライン配信・規模縮小・分散開催を検討すること。

7 【事業者・経済界への要請・働きかけ】

- ・20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するようお願いいたします。

- ・職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を徹底して下さい。

- ・従業員に対し、懇親会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めて下さい。

8 【交通事業者への要請・働きかけ】

- ・主要ターミナルにおける検温実施の協力
- ・業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守して下さい。

9 【学校への要請】

- ・学校行事については、原則として延期または、規模縮小して下さい。
- ・部活動については、町教育委員会、各学校長の判断により対応して下さい。

10 与那国町内の公共施設について

- ・「アヤミハビル館」 感染防止対策を徹底して 開館
- ・「DiDi 与那国交流館」 感染防止対策を徹底して 開館
- ・「与那国町伝統工芸館」 緊急事態措置期間中 休館

※その他施設については、直接お問い合わせください。

11 その他

- ・保育所、学童について：小中学校の対応に準じて受け入れを継続いたします。
- ・福祉施設関係について

「社会福祉協議会」及び「ケアセンターがんどう」感染防止対策を徹底して通常どおり業務継続しております。